

## 審査ニュース 143号

### 請求レセプトに対する保険者からの疑義、 および再審査請求の事例について

医療保険委員会

今回の審査ニュースは、前回に引き続き請求レセプトに対する保険者からの「疑義や再審査請求」についてご紹介します。よく見かける簡単な算定ミスや、間違いやすい算定ミスを取り上げてみました。

加えて一次審査においての請求に対する疑義も取り上げています。キチンと請求したつもりが、査定された事例として紹介しています。

今後の請求にお役立て下さい。

各保険薬局から請求されたレセプトは審査支払機関において一次審査を受けます。ここで「原審」「返戻」「査定」処理されますが、その後保険者に送付され、必要があれば再度請求内容の確認が行なわれます。

一次審査において「原審」とされた請求内容に疑義が生じた場合、保険者は審査支払機関に再審査請求を行います。この時、審査員は再度審査を行いません。再審査請求における保険者からの疑義内容が妥当だと認められた場合は「査定」処理となりますが、そうでない場合は当然のことながら「原審」処理となります。

再審査請求では「原審」か「査定」かの二者択一が原則であり「返戻」処理はありません。

このように保険者が一次審査の結果に疑義を抱くような場合でも、摘要欄にコメントがあれば請求者の意図がわかり、再審査請求に至るトラブルを未然に防止することができます。

今回は下記の事例について解説します。

1. 屯服の用法について
2. 規格単位の異なる同一医薬品の調剤料等について
3. 同一医薬品で混合比率の異なる場合の計量混合調剤加算について
4. 生理食塩液の外用使用におけるレセコンの入力誤りについて

文中の「原審」「返戻」「査定」の意味合いを記載します。

原審 請求どおりと解釈されるもの。

返戻 請求内容に疑義があるか、請求理由が理解できないもの。

査定 誤請求と解釈されるもの。

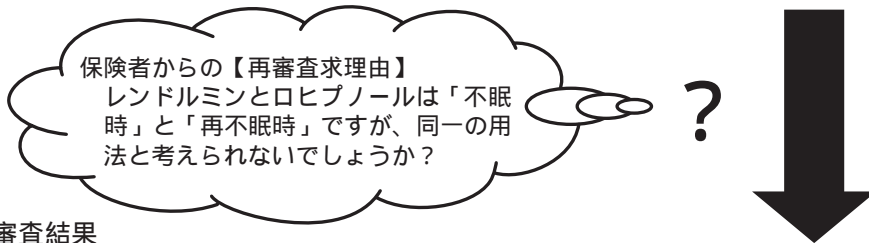
・審査ニュース・

事例1 (査定事例)

ジプレキサザイデリス錠 10mg	2錠	1日1回就寝前	28日分
レンドルミン錠 0.25mg	1錠	不眠時	6回分
ロヒプノール錠1 1mg	1錠	再不眠時	6回分

再審査対象レセプト

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2・25	2・25	ジプレキサザイデリス錠 10mg 2錠 【内服】1日1回 就寝前	95	28	81	2660	
2	1	2・25	2・25	レンドルミン錠 0.25mg 6錠 【屯服】不眠時 1回1錠	16	1	21	16	向 8
3	1	2・25	2・25	ロヒプノール錠1 1mg 6錠 【屯服】再不眠時 1回1錠	9	1	0	9	向 8
摘要									



再審査結果

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2・25	2・25	ジプレキサザイデリス錠 10mg 2錠 【内服】1日1回 就寝前	95	28	81	2660	
2	1	2・25	2・25	レンドルミン錠 0.25mg 6錠 【屯服】不眠時 1回1錠	16	1	21	16	向 8
3	1	2・25	2・25	ロヒプノール錠1 1mg 6錠 【屯服】再不眠時 1回1錠	9	1	0	9	向 8
摘要									

処方医はレンドルミンで効果が不十分な時にロヒプノールの服用を指示したものとされます。薬剤師は医師の指示に従い患者に服薬指導したものとされますが、請求においては屯服薬の「不眠時」と「再不眠時」は同じものと考えます。これは「疼痛時」「再疼痛時」や「発熱時」「再発熱時」でも同じです。時間をずらして屯用する気持ちはわかりますが、目的は同じですので、請求上はまとめていただきたい事例です。この事例では同一用法と考え、向精神薬加算が査定されました。

なお突合点検にかからないためにも、薬歴とレセプト摘要欄には、医師の処方意図を記載するようお願いいたします。また最近では全く同じ用法であっても、処方せんに記載通り別々に入力したため、向精神薬加算を各々算定する事例が目立ちます。

調剤料は算定していなくても、向精神薬加算などの重複算定には注意して下さい。

事例処方の正しいレセプト

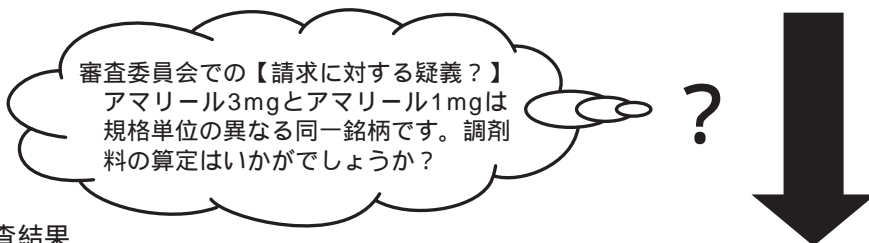
No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2・25	2・25	ジプレキサザイデリス錠 10mg 2錠 【内服】1日1回 就寝前	95	28	81	2660	
2	1	2・25	2・25	レンドルミン錠 0.25mg 6錠 ロヒプノール錠1 1mg 6錠 【屯服】不眠時 1回各1錠	25	1	21	25	向 8
3									
摘要 不眠時にレンドルミン錠0.25mgを服用しても眠れない場合は、再不眠時としてロヒプノール錠1mgを再度屯用する旨、医師の指示あり									

事例2 (査定事例)

( メトグルコ錠 250mg 2錠 1日2回朝夕食後 28日分  
 アマリール 3mg錠 1錠 1日1回朝食後 28日分  
 アマリール 1mg錠 1錠 1日1回夕食後 28日分 )

一次審査対象レセプト

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2・25	2・25	メトグルコ錠 250mg 2錠 【内服】1日2回 朝夕食後	2	28	81	56	
2	1	2・25	2・25	アマリール 3mg錠 1錠 【内服】1日1回 朝食後	4	28	81	112	
3	1	2・25	2・25	アマリール 1mg錠 1錠 【内服】1日1回 夕食後	2	28	81	56	
摘要									



審査結果

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2・25	2・25	メトグルコ錠 250mg 2錠 【内服】1日2回 朝夕食後	2	28	81	56	
2	1	2・25	2・25	アマリール 3mg錠 1錠 【内服】1日1回 朝食後	4	28	<del>81</del>	112	
3	1	2・25	2・25	アマリール 1mg錠 1錠 【内服】1日1回 夕食後	2	28	<del>81</del>	56	
摘要									

最近非常に多く見かける事例です。ご注意願います。  
 処方せんの記載通りに入力したため、アマリールの規格違いで各々調剤料を算定しています。  
 規格違いであっても、同一銘柄は一つにまとめなければなりません。レセプトの正しい記載の仕方を下記にお示ししています。  
 しかしこのように入力できないレセコンもあるかもしれません。その場合は、内服薬調剤料や調剤料加算についてはよく考えて、重複請求にならないように記載して下さい。  
 この事例ではアマリールは「朝夕食後」になりますので、メトグルコの調剤料に包括され、81点×2が査定されました。

事例処方の正しいレセプト

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2・25	2・25	メトグルコ錠 250mg 2錠 アマリール 3mg錠 1錠 アマリール 1mg錠 1錠 【内服】1日2回 朝夕食後 (アマリール 朝3mg・夕1mg)	8	28	81	224	
2									
摘要									

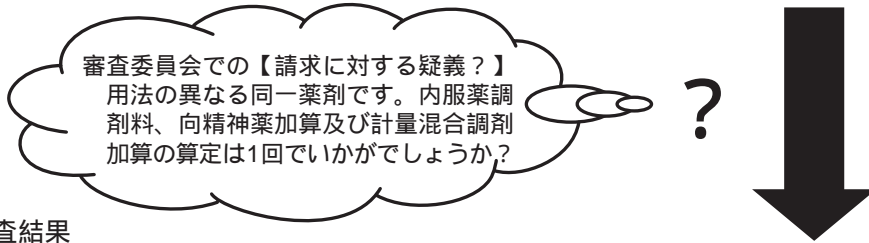
・審査ニュース・

事例3 (査定事例)

リボトリール細粒 0.1% 1.0g  
 エクセグラン散 20% 0.275g 1日1回朝食後 30日分  
 リボトリール細粒 0.1% 1.6g  
 エクセグラン散 20% 0.35g 1日1回夕食後 30日分

一次審査対象レセプト

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2・25	2・25	リボトリール細粒 0.1% 1.0g エクセグラン散 20% 0.275g 【内服】1日1回 朝食後	3	30	81	90	向 8 計 45
2	1	2・25	2・25	リボトリール細粒 0.1% 1.6g エクセグラン散 20% 0.35g 【内服】1日1回 夕食後	5	30	81	150	向 8 計 45
摘要									



審査結果

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2・25	2・25	リボトリール細粒 0.1% 1.0g エクセグラン散 20% 0.275g 【内服】1日1回 朝食後	3	30	81	90	向 8 計 45
2	1	2・25	2・25	リボトリール細粒 0.1% 1.6g エクセグラン散 20% 0.35g 【内服】1日1回 夕食後	5	30	<del>81</del>	150	<del>向 8 計 45</del>
摘要									

この事例も処方せんの記載通りに入力したため、同一薬剤で各々調剤料や調剤料加算を算定してしまっています。請求に見られるように、実際にはリボトリール細粒とエクセグラン散の混合比率が違うため、朝食後と夕食後それぞれで計量混合しなければなりません。しかしながら、保険請求では同一銘柄は一つにまとめなければならないため、朝夕食後となります。レセプトの正しい記載の仕方をお示ししています。このように入力できないレセコンは、内服薬調剤料や調剤料加算についてはよく考えて、重複請求にならないように記載して下さい。この事例では「朝夕食後」になりますので、調剤料81点と向精神薬加算8点、計量混合調剤加算45点は査定されました。

事例処方の正しいレセプト

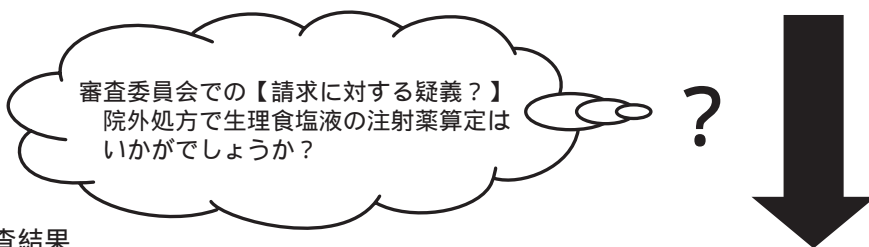
No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2・25	2・25	リボトリール細粒 0.1% 2.6g (リボトリール細粒 朝1.0g・夕1.6g) エクセグラン散 20% 0.625g (エクセグラン散 朝0.275g・夕0.35g) 【内服】1日2回 朝夕食後	8	30	81	240	向 8 計 45
2									
摘要									

事例4 (査定事例)

〔 大塚生食注 20ml 10管  
 ビソルボン吸入液 0.2% 80ml  
 【外用】1日3回 吸入 〕

一次審査対象レセプト

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2・25	2・25	大塚生食注 20ml 10管 【注射】	61	1	26	61	
2	1	2・25	2・25	ビソルボン吸入液 0.2% 80ml 【外用】1日3回 吸入	139	1	10	139	
摘要									



審査結果

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2・25	2・25	大塚生食注 20ml 10管 【注射】	61	1	-26	61	
2	1	2・25	2・25	ビソルボン吸入液 0.2% 80ml 【外用】1日3回 吸入	139	1	10	139	
摘要									

この事例は生理食塩液が注射薬として薬価収載されていることから、レセコンに登録されている通り入力したため注射薬として誤請求されたものと思われます。生理食塩液は外用薬としても使用可能で、噴霧吸入他で請求できます。レセコン入力時に外用薬への転用を忘れないようにして下さい。生理食塩液も吸入と考えられるため、事例ではこの注射薬調剤料は査定されました。

このような事例で計量混合調剤加算を算定するレセプトも散見します。生理食塩液とビソルボン吸入液をそのまま渡し、吸入時に患者自身が適量を混合してネブライザーで吸入する場合は算定できませんが(下記)、薬剤師が計量混合して投薬した場合は計量混合調剤加算液剤(35点)が算定可能です。その際は算定の可否について、レセプト摘要欄へコメントの記載をお願いします。

事例処方の正しいレセプト

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2・25	2・25	大塚生食注 20ml 10管 ビソルボン吸入液 0.2% 80ml 【外用】1日3回 吸入	200	1	10	200	
摘要 大塚生食注とビソルボン吸入液は別々に投薬									

・審査ニュース・

< 支払基金の「突合点検」結果について >

処方箋内容		投与 日数	保険薬局の誤請求内容		誤請求理由	保険薬局への 査定内容	査定 事由
大塚生食注 250ml	4瓶		大塚生食注 500ml	40瓶	処方箋内容と不一致(入力誤り)	580点 51点に査定	B
レルパックス錠20mg	10錠	10回分	レルパックス錠20mg	10錠	医療機関名の誤入力	全て0(医療機関名突合)	C
ツムラ葛根湯エキス顆粒(医療用)	7.5g		ツムラ葛根湯エキス顆粒(医療用)	75g	処方箋内容と不一致(入力誤り)	75g 7.5gに査定	B
シングレア錠10mg エチゾラム錠0.5mg「NP」	1錠 1錠	14日	シングレア錠10mg エチゾラム錠0.5mg「NP」 シングレア錠10mg エチゾラム錠0.5mg「NP」	1錠 1錠 1錠 1錠	処方箋内容と不一致 (同一薬剤を重複して入力)	重複分を査定	B
ジスロマック細粒小児用10% 他	2.0g	3日	ジスロマック細粒小児用10% 他	2.0g	医療機関名の誤入力	全て0(病名突合)	A
ペントサ錠250mg	6錠	14日	ペントサ錠250mg 28日	6錠	前回処方日数入力(処方4日分)	28日分 14日分	A
オプソ内服液の処方なし			オプソ内服液5mg 2.5ml	6包	処方箋内容と不一致(入力誤り)	薬剤料・調剤料・麻薬加算査定	A
ディオバン錠40mg プルゼニド錠12mg	1錠 2錠	28日	ディオバン錠40mg プルゼニド錠12mg	1錠 2錠	医療機関名の誤入力	全て0(病名突合)	A
ケチフェン点眼液0.05%「TYK」	8瓶		ケチフェン点眼液0.05%「TYK」	10瓶	処方箋内容と不一致(入力誤り)	10瓶 8瓶に査定	B
アンテベートローション0.05%	30g		アンテベートローション0.05%	30g	医療機関名の誤入力	全て0(病名突合)	A
アダラートCR錠20mg	1錠	14日	アダラートCR錠20mg タケブロンOD錠15mg 他	1錠 1錠	アダラートCRを除き、他医療 機関の処方を誤入力	アダラートCRを除き、他の薬剤 料等を査定(病名突合)	A